

令和 7 年 3 月 6 日  
総務部 経理課

## 契約制度の改正について

### 1 改正の目的

大規模工事の増加を踏まえ、円滑で適正な施工確保と受注者の資金調達の円滑化を図るため、また入札・契約不調対策として、工事請負契約を対象とする前払金・中間前払金の最高限度額の見直しを行う。

### 2 改正の概要

#### (1) 前払金

【変更前】 契約金額の 4 割以内、最高限度額 4 億円

【変更後】 契約金額の 4 割以内、最高限度額なし

#### (2) 中間前払金

【変更前】 契約金額の 2 割以内、最高限度額 2 億円

【変更後】 契約金額の 2 割以内、最高限度額なし

### 3 適用時期

令和 7 年 4 月 1 日以降に契約締結する工事から実施する。